

7 資格や計画などの認定・承認・指定制度

国際競争力強化、販路開拓・受注機会の拡大を図る皆様へ

◎外国人誘客のためのパートナー施設

外国人旅行者を増やすことを目的に、外国人誘客に取り組んでいる（これから取り組む）観光事業者様を対象としたパートナー施設を随時募集しています。登録された施設は、外国人受入勉強会への参加、メルマガを通じた最新情報の提供、県オリジナル食のピクトグラムの利用など、県としてインバウンドの推進をサポートします。

詳細は、県ホームページ「外国人誘客のためのパートナー施設を募集します【随時募集】」を御覧ください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/1562.html>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課
インバウンド推進係 電話 027-226-3384



県HP

◎広域首都圏輸出製品技術支援センターにおける規格適合性評価試験サービス

海外規格に準拠した評価試験を実施します。

【費用】有料 ※試験の種類により料金が異なります。あらかじめお問い合わせください

お問い合わせ先

- (地独)東京都立産業技術研究センター輸出製品技術支援センター
電話 03-5530-2126
- 群馬産業技術センター企画管理係 電話 027-290-3030
- 東毛産業技術センター 電話 0276-40-5090

産学官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ

◎ブロックゲージ、ノギス、マイクロメータのISO17025 認定校正

長さ分野（一次元寸法測定器）の「ISO/IEC17025」の認定試験所である群馬産業技術センターにおいて、長さ計測の標準器であるブロックゲージやノギス、マイクロメータの認定校正を実施します。（群馬産業技術センターでは、認定校正機関としてJCSS、MRA ロゴマーク付き校正証明書を発行します。このロゴマークが付いた証明書は、国際的に通用します。）

【費用】有料

URL <https://www.tec-lab.pref.gunma.jp/irai/iso17025/>

お問い合わせ先 群馬産業技術センター計測係 電話 027-290-3030



産業技術センターHP

地場産業のパワーアップを目指す皆様へ

◎県ふるさと伝統工芸品の指定及び伝統工芸士の認定

郷土の自然と暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた伝統工芸品を「群馬県ふるさと伝統工芸品」に指定することにより、その名声を高め、伝統工芸品産業の振興を図ります。

また、指定を受けた群馬県ふるさと伝統工芸品の製造に従事している者のうち、高度の伝統技術・技法を保持する者を「群馬県ふるさと伝統工芸士」として認定し、その社会的評価を高め、伝統技術・技法の維持向上と技術習得意欲の高揚を図り、後継者の確保と工芸品の次代への継承につなげます。

詳細は、県ホームページ「群馬県の伝統工芸」を御覧ください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/10649.html>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室
地場産業係 電話 027-226-3358



県HP

◎グッドデザインぐんま商品選定

優れたデザインの工業製品等をグッドデザインぐんま商品として選定し、展示会の開催、県ホームページなどを通じてPRします。

詳細は、県ホームページ「グッドデザインぐんま」を御覧ください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/site/designgunma/>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室
地場産業係 電話 027-226-3358



県HP

労働環境の整備や雇用の安定、働く方々のスキルアップに取り組む皆様へ

◎技能検定試験

働くうえで必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。合格者には「技能士」の称号が与えられます。

詳細は、県ホームページ「技能検定」または群馬県職業能力開発協会ホームページ「技能検定とは」を御覧ください。

URL

- 県 <https://www.pref.gunma.jp/page/10842.html>
- 群馬県職業能力開発協会 <https://www.gvada.jp/test.html>



県 HP

お問い合わせ先

- 群馬県産業経済部労働政策課技術人材係 電話 027-226-3414
- 群馬県職業能力開発協会 電話 0270-23-7761



群馬県職業能力
開発協会

◎職業訓練指導員免許

職業能力開発促進法による普通課程の職業訓練を行う場合は、職業訓練指導員の免許を受けた者がいなければなりません。

免許は、県が実施する職業訓練指導員試験に合格するなどの方法で取得します。なお、申請のみで取得できる場合もあります。（工業等の高等学校の普通教員免許所有者等）

URL

<https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/12499.html>

お問い合わせ先

群馬県産業経済部労働政策課技術人材係
電話 027-226-3414



県 HP

◎卓越した技能者（現代の名工）表彰

優秀技能者を厚生労働大臣が表彰します。

詳細は、県ホームページ「現代の名工一覧」を御覧ください。

URL

- 県 <https://www.pref.gunma.jp/page/10843.html>
- 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/meikou/index.html



県 HP

お問い合わせ先

群馬県産業経済部労働政策課技術人材係
電話 027-226-3414



厚生労働省 HP

◎優秀技能者表彰

優秀な技能者を県が表彰します。

(1) 群馬県優秀技能者表彰（ぐんまの名工）

【対象者】技能検定1級又は単一等級等に合格し、県内業界の第一人者と目される41歳以上の現役の技能者

【推薦方法】各市町村、関係団体から県に推薦

(2) 群馬県若年優秀技能者表彰（ぐんま明日の名工）

【対象者】技能検定1級又は単一等級等に合格し、全国規模の技能競技大会等に
出場経験がある、40歳以下の現役の若年技能者

【推薦方法】各市町村、関係団体から県に推薦

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/10826.html>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部労働政策課技術人材係 電話 027-226-3414



県HP

◎複合技能認定

複数の技能を有する優れた技能者に「複合技能認定証」を交付します。

【対象者】県内に在住または在勤し、①～③のいずれかに該当する者

①2職種以上において、いずれも1級若しくは単一等級の技能検定合格者

②2職種以上において、1職種が1級若しくは単一等級の技能検定合格者で、他の職種でも2級以上の技能検定合格者

③同一職種の2作業以上で、1級若しくは単一等級の技能検定合格者

【申請方法】所定の申請書に必要事項を記載し、技能検定合格証書の写しを添付

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/617143.html>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部労働政策課技術人材係
電話 027-226-3414



県HP

◎群馬県いきいきGカンパニー認証制度

育児・介護と仕事との両立支援や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、男性・女性を問わずすべての労働者が働きやすい職場環境づくりを推進する企業の取組を応援します。

群馬県いきいきGカンパニーとして認証された企業に対しては、認証書を交付し、取組実現に向け、様々な支援を行います。

詳細は、県ホームページ「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」を御覧ください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/10719.html>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部労働政策課就労環境整備係
電話 027-226-3404



県HP

県内に事業所・工場を立地する皆様へ

◎群馬県中小企業モデル工場の指定

企画提案型企业又は開発型企业としての特色を有し、地域の中核企業としての活躍が期待される工場を「群馬県中小企業モデル工場」として指定し、中小企業経営の生きた実例として広く紹介するとともに、指定工場間の交流を図ります。

詳細は、県ホームページ「中小企業モデル工場制度の概要」を御覧ください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/10084.html>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部地域企業支援課

経営・事業承継支援係 電話 027-226-3339



県 HP

◎地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画

地域未来投資促進法に基づく群馬県基本計画に定めた要件に該当する事業を行う事業者は、対象施設の着工前に「地域経済牽引事業計画」を作成し、知事へ承認申請することができます。承認を受けた事業者は、条件に応じて各種特例措置を受けることができます。

詳細は、県ホームページ「地域未来投資促進法について」を御覧ください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/9919.html>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課

投資戦略係 電話 027-226-3317



県 HP

◎地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（本社機能移転・拡充）

本社機能の移転又は拡充を図る事業者は対象施設の着工前に地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、知事へ認定申請することができます。認定を受けた事業者は、条件に応じて各種特例措置を受けることができます。

詳細は、県ホームページ「地方拠点強化税制（企業の本社機能移転等の促進）について」を御覧ください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/9905.html>

お問い合わせ先 群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課

投資戦略係 電話 027-226-3317



県 HP